

「危ないぞ 安倍働き方改革」アナウンス原稿

では、これから上映をはじめます。

①「働き方改革」この言葉は、ニュース等で聞かれた人もいるかと思います。ちょっと聞くと、何かいいことみたいな気がするんですが、実はこれが、トンデモナク危険なシロモノなんです。(クリック 2 回)「働き方改革」ではなく、政府・財界が、私たち労働者を好き勝手に働かせるための企みというのが本当のところですよ。

では、はじまりはじまり・・・

②仕事も家庭生活も、楽しく生き生きとやりたい！でもね・・・

「今日も残業しないと仕事が終わらない。今度の休みも出勤しないとダメかも。」

「夜 8 時にやっと日勤業務が終わったのに 12 時からまた夜勤。全然眠れず疲れが抜けないわ」

「運動会の準備で持ち帰り残業。保育中やってる時間ないし。私、非正規で給料は最賃すれすれなんですけど～」

こんな声、聞いたことありませんか？

③「疲れた。もう働き続ける自信がない」という声も職場に満ちています

2015 年に行った全労連女性部のアンケート調査では、「疲れが翌日に残ることが多い」、これは緑の部分ですが 42%、「いつも疲れている」人は、紫の部分ですが、21%という結果が出ています。

④そんな私たちに安倍首相がこんなメッセージ

「一億総活躍の鍵は(クリック)働き方改革」！(クリック)「子育て介護など多様なライフスタイルと仕事を両立させるためには、長時間労働の慣行を断ち切ります」！(クリック)「同一労働同一賃金を実現し、(クリック)『非正規』という言葉がこの国から一掃します」！なあって言われたら、「いいんじゃない？安倍さんて女性の味方？」と思っちゃいますよね。

⑤いやいや、だけど甘い言葉に騙されちゃいけないんです。なぜなら安倍さんは、日本を企業が一番活動しやすい国にするのが夢だと語っているんですから。

ホントにやりたいのは、使用者が労働者を好きな時に好きなように低コストで働かせられる仕組みづくりなんです。(クリック) その思いをはっきりと語っているのが「働き方の未来 2035」という政府の設置した懇談会の報告書なんですよ。その恐ろしい中身をご紹介します。

⑥ この「働き方の未来 2035」ではおもに3つのことを言っています。

1つめは、20年後には、「時間と場所を選ばない働き方になる」。(クリック)かつてITがなかったときには、同じ場所でみんなが一緒に仕事をしなければ作業が進まなかった時代だった。(クリック)しかしITにより時間や空間にしばられない働き方できるようになり、(クリック)その結果、「働いた「時間」だけで報酬を決めるのではない、成果による評価が一段と重要になる。」というものです。

これって、成果主義を一層強めると言っているんですね。

⑦ 2つめは、安倍さんはしきりに非正規という言葉がなくすと言っていますが、ねらいは逆に正社員をなくしていく方向です。(クリック)

時間と場所を選ばない働き方ができるようになる結果、2035年の企業は、プロジェクトが始まると人が企業に集まり、終了すると別のミッションへと散っていく～そういった働き方が主流になっていくそうです。(クリック)その結果、企業の中で人を抱え込む、正社員のようなスタイルは変化を迫られる時代になっていく。と言っています。正社員はいらない、ということですよ。

⑧ 3つ目に、そのような働き方となれば、労働者というより個人事業主として仕事を請け負うような関係になると言っています。(クリック)働き方の選択が自由になることで、複数のプロジェクトに同時に従事するというケースも多く出てくるが、(クリック)その際は、個人事業主として企業や経営者と対等な関係で契約を結んで働くようになるということです。(クリック)これにより、働く者と雇う者との関係を律するのは、労働法ではなく民法に変化してくると言っています。(クリック 2回)

⑨ そもそも労働法というのは「労働者は経営者より圧倒的に弱い立場にある。弱い立場の労働者には保護法規が必要だ」という考え方で作られています。しかし「働き方の未来 2035」によりますと、労働者と使用者の関係は対等という風に考えられているから、保護するという発想ではないんですね。このように、労基法など私たちの闘いで作ってきた働くルールを、根本から崩そうとする恐ろしい企みが進んでいます。

⑩ (クリック)本当に、こんなことが実現するの？って思いますよね。(クリック)でも、思い出してください。1995年に、財界が「新時代の日本的経営」という文書で、正規労働者は2割にして、残りは非正規労働でいい、としました。その後非正規労働は爆発的に増えています。(クリック)今回も、人材ビジネスが請負労働のマージンを狙って政府に働きかけていることや、既にネットを通じたクラウドソーシングが広がっていることから、私たちは危機感を持たなくてはなりません。

⑪労働問題の所管は、厚生労働省だったはず。しかし昨年、厚生労働省の頭ごしに「働き方改革実現会議」が設置され、「働き方改革」について議論されています。(クリック 2 回)でも労働側の委員は連合の神津会長一人だけ。あとは全部企業経営者とどちらかといえば財界よりの有識者がほとんどです。こうしたやり方で、労使代表が協議する場である「労働政策審議会」を空洞化しようとしています。

⑫働き方改革の第一の矢として進んでいるのが、8時間労働規制をなし崩しにする労働基準法の改正法案です。この法案は2015年通常国会で提出されたものの反対世論で審議入りできず、2017年通常国会での審議が狙われています。(クリック) その一つが高度プロフェッショナル制度、(クリック) 二つ目が裁量労働制の拡大です。(クリック) そして三つ目が、フレックスタイムをより使いやすくするしくみ。「どれも定額かけ放題ならぬ定額働かせ放題のパケットみたいなもんだよね。うっしっしー」

⑬この労働基準法改悪で狙われる第一の、高度プロフェッショナル制とはどんなものでしょうか。一定層の労働者、例えば年収1075万円程度で専門的知識を要する人について8時間労働制から適用除外にし、いくら働いても残業代はゼロ、休憩休暇の保障は年5日の有給休暇だけというものです。

⑭こう聞くと、「年収1千万以上のエリートだけ対象なら問題ないんじゃない?」と思いますよね。でも派遣労働が翻訳など専門職種からほとんど全ての職種に拡大されていった経過を見ても、対象が際限なく広がっていくことは明らかです。「小さく生んで大きく育てる」とあの竹中平蔵も言っています。(クリック) また対象を年収400万円まで広げたいとの思惑もあります。

⑮労働基準法改悪で狙われるもう一つは、裁量労働制の拡大です。裁量労働制とは何かと申しますと、業務の性質上、働き方を労働者自身の裁量に任される労働、例えば研究職とか映画の撮影などです。(クリック) こういった労働では実態にかかわらずあらかじめ労働時間を一定とみなし、8時間労働制から除外されることになっています。(クリック) しかしこれも当初の専門的職種から次第に拡大されてきています。

⑯今回出てきている法案では企画型裁量労働制を広げていくために「課題解決型提案営業」や「企画、立案、調査及び分析を行い、その成果を活用して裁量的にP D C Aを回す業務」…よくわからないけど、要するに誰にでも適用できるようなあいまいな内容で、対象を広げることが書き込まれています。

⑰こういった法案が広がれば、この図のように職場の中で8時間労働規制から外される労

働者が際限なく広がっていくということになってしまいます。

⑱ 共産党の小池晃参院議員が国会質問で明らかにしたところによると、実際に裁量労働制が行われているトヨタ、ソニー、損保ジャパン日本興亜などの会社では、いずれもみなし労働時間を大幅に超える勤務が行われています。日本興亜では、法案を先取りし一般営業職にも導入されていたということです。

⑲ 一方、昨年の電通過労死事件により長時間労働規制を求める大きな世論に押され、政府は労働時間の上限規制を検討せざるを得なくなっていました。

(クリック)そもそも労働時間についての法律上の規定はこうなっています。「使用者は1週間について40時間を超えて、一日については8時間を超えて労働させてはならない。」(クリック)でも実際は同じ労働基準法の36条に抜け穴があって、労使協定を締結すればこれを超えて働かせることができますとなっています。(クリック)しかも協定で特別条項を設ければ、際限ない延長もできることになっています。こうした抜け穴をなくし、実効性ある規制にすることが期待されていました。

⑳ ところが政府は自らの責任を放棄し、上限規制の協議を最大のナショナルセンター「連合」と経団連の協議に丸投げしました。3月中旬、連合と経団連が合意しました。でも、その内容は、とんでもないもの。「月100時間未満」と「未満」がついたって、100時間近くまで働かされるのは同じでしょう！100時間って、過労死ラインですよ！たとえ一か月の間だって、これだけ働いたら命が危なくなるんです。これじゃ、過労死防止どころか、過労死するまで働かせていいって言ってるようなもの。

しかも、年間では最大960時間まで働かされる内容も合意してるんです。

3月28日発表された、政府の「働き方改革実行計画」には、合意の中身がそのまま盛り込まれました。

㉑ どういうことかという、①で、年間の労働時間上限を720時間(月60時間)としているけど、休日労働は除いています。実際には、平日何時間も残業する職場で休日労働が無いことは考えにくいから、休日労働を含めた②の基準の「月平均80時間以内」が適用され、80時間×12月で960時間。そして、一か月のみなら最大100時間未満までOK。

こんなごまかし許せません！(怒)

㉒ これじゃ長時間労働はますますひどくなるばかり」「『女性活躍』なんて絵に描いた餅じゃない」(怒)なんか、腹立つことばかり・・・。

㉓ 私たちが願うのは「8時間働けば普通に暮らせる社会、仕事と家庭が無理せず両立できる

働き方」ですよ。

(クリック) そのためには、例外を認めない超過勤務時間の規制がどうしても必要です。また、勤務終了後、次の勤務開始までの間に休息を義務付けるインターバル規制が必要です。特に医療の職場などで切実な要求になっています。

②④労働災害の申請でも、超過勤務が月 60 時間を超えると、一気に脳・心臓疾患による支給が増えることが、はっきりわかります。疲労やストレスをためないためにしっかり寝て、食事や入浴等生活に欠かせない時間や通勤時間を考えたら、おのずと残業時間には限度があるはず。生活時間から考えた、適正な労働時間を求める声をあげていきましょう！

②⑤2016 年 11 月、民進、共産、自由、社民の野党 4 党が、長時間労働の規制法案を共同提出しました。その中身は私たちのこうした要求に沿って、違法な長時間労働をさせた場合、1 年間の懲役または 50 万円以下の罰金を使用者に課すことや、インターバル規制が盛り込まれています。

②⑥、でも、「残業代が無くなったら暮らせない」という人も多いですよ。(クリック)非正規の友達「ダブルワークをしないと一人分の給料にならない」というし。(クリック)そうそう、だからこそこれが重要なんです(クリック)

8 時間分の賃金で暮らせる条件整備。つまり大幅賃上げ、最低賃金引き上げ、全国一律最賃性、非正規労働者の均等待遇と正社員化です。高すぎる医療・住宅・教育費に悩まなくていいよう、社会のインフラの整備も大事ですね。

②⑦政府は「働き方改革実行計画」のひどい中身を、これから労働政策審議会で議論し、秋の国会に出すとしています。批判の声を広げて、まともな法案を作らせましょう！

全労連も参加している「雇用共同アクション」では、「わたしの仕事 8 時間プロジェクト」をたちあげ、署名・宣伝・集会など世論を盛り上げるためにとりくんでいます。

ネット署名もやっていますので、ぜひアクセスしてみてくださいね！。

②⑧社会へのアピール政府への要求と併せて、それぞれの職場での長時間労働や不払い残業なくすとりくみも欠かせないですよ。

②⑨さあ、誰もが健康で人間らしく働ける社会にするために、2017 春闘、今こそ頑張りどきです！(クリック)安倍政権のすすめる「働かせ方改革」NO！

頑張りましょう！